

わらびし しえんじょうれい あん  
**蕨市ヤングケアラー支援条例（案）** を新しく作ります！

**みんなの意見をきかせてください！！**

ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



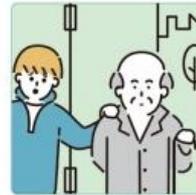
しょうがいや病気のある家  
 ぞくに代わり、買い物・リョ  
 う理・そうじ・せんたくなど  
 の家事をしている。



家ぞくに代わり、おさない  
 きょうだいの世話をしてい  
 る。



しょうがいや病気のあるき  
 ょうだいの世話や見まも  
 りをしている。



目をはなせない家ぞくの  
 見まもりや声かけなどの気づ  
 かいをしている。



日本語は第一言語でない家  
 ぞくやしょうがいのある家  
 ぞくのためにつうやくをし  
 ている。



家計をささえるためにろう  
 どうをして、しょうがいや  
 病気のある家ぞくを助け  
 ている。



アルコール・やくぶつ・ギヤ  
 ンプル問題をかかえる家ぞ  
 くに対おうしている。



がん・なん病・せいしんしつ  
 かんなどまんせいできな病  
 気の家ぞくのかん病をして  
 いる。



しょうがいや病気のある家  
 ぞくの身のまわりの世話を  
 している。



しょうがいや病気のある家  
 ぞくの入よくやトイレのか  
 いじよをしている。

出典：こども家庭庁イラスト（こども家庭庁ホームページより）（参照 2023-12-20）を加工して作成

**意見のてい出のしかた**

この用紙にお名前や意見など必要なことを書いて、  
 次のどれかの方法でてい出してください。

- ① 市役所まで持ってくる      ② 郵送する
- ③ FAX する                      ④ メールで送る

**てい出先 <期間 12/25(月)～1/15(月)>**

〒335-8501 蕨市中央 5-14-15  
 蕨市子ども未来課（市役所 2 階 7 番窓口）  
 TEL：048-433-7757  
 FAX：048-433-4377  
 メール：kodomo@city.warabi.saitama.jp

**蕨市ヤングケアラー支援条例(案)へのご意見**

お名前	
住所	
電話番号	

※必ず書いてください

※お名前などは、てい出できる方なのかをかくにんしたり、わからないことを聞くときに利用します。  
 ※てい出いただいたご意見は、整理して、あとで市の意見といっしょにお知らせします。なお、お名前などはお知らせしません。

わらびし  
蕨市ヤングケアラー支援条例（案）〈小学生版〉

第1じょう（このきまりの目的）

このきまりは、ヤングケアラーを助けることについて、こうあるべきということを決めたり、市のやるべきことや関係する人たち（※）のやることをはっきりさせたりすることで、ヤングケアラーのみなさんが自分らしく毎日いきいきとすごし、成長していけるようにすることを目的としています。

※関係する人たちとは、ほごしゃや学校、市民や関係きかんのこと。

第2じょう（このきまりでのことばの意味）

ヤングケアラー＝もともとおとながやるとされている料理やせんたく、そうじなどの家のしごとや家ぞくのお世話を、しょっちゅうやっていて、こまっている子ども（だいたい18さいまでの子ども）のことをいいます。

関係きかん＝市や学校、ほごしゃ、市民以外に関係するところをいいます。

第3じょう（こうあるべきという考え）

1. ヤングケアラーのみんなが、ひとりひとり大事にされ、毎日いきいきとすごして、心や体が元気に成長し、学校にも行けるようにしていかなければいけません。
2. 市や関係する人たちが協力しながら、ヤングケアラーがひとりぼっちにならないよう、みんなでささえていかなければいけません。

第4じょう（市がやるべきこと）

1. 市は、ヤングケアラーを助けるため、計画を立てながら進めていかなければいけません。
2. 市は、関係する人たちと協力しながら、ヤングケアラーを助けていかなければいけません。
3. 市は、ヤングケアラーがどんなことにこまっているのかを、関係する人たちと協力して知ること、ヤングケアラーを助けます。

第5じょう（ほごしゃがやること）

1. ほごしゃは、ヤングケアラーについてよく知り、子どもの意見を大事にしながら、育てていくようにします。
2. ほごしゃは、もともとおとながやるとされている料理やせんたく、そうじなどの家のしごとや家ぞくのお世話を、子どもがしょっちゅうやらなくてはいけなくなって、子どもがこまったりしないよう、家庭にこまりごとがあるときは、関係する人たちに助けをもとめることができます。

第6じょう（学校がやること）

1. 学校は、ヤングケアラーについてよく知り、市に協力するようにします。
2. 学校は、ヤングケアラーの子どもがいるときは、その子の意見を大事にしながら、学校に行けるか、元気か、生活はだいじょうぶかなどをよく聞きます。
3. 学校は、ヤングケアラーからの相談をうけたら、市や関係する人たちにれんらくをして、その子を助けるようにします。

第7じょう（市民がやること）

市民は、ヤングケアラーについてよく知り、市に協力するようにします。

第8じょう（関係きかんがやること）

1. 関係きかんは、ヤングケアラーについてよく知り、市に協力するようにします。
2. 関係きかんは、関わりのある子がヤングケアラーだったときは、その子の意見を大事にしながら、元気か、生活はだいじょうぶかなどをよく聞きます。
3. 関係きかんは、市や関係する人たちにれんらくをして、ヤングケアラーを助けるようにします。

第9じょう（ヤングケアラーに少しでも早く気づくために）

市や関係する人たちは、少しでも早くヤングケアラーに気づくようにします。

第10じょう（ヤングケアラーについてのお知らせやヤングケアラーについて知ること）

1. 市は、みんながヤングケアラーについてよく知ること、社会全体でヤングケアラーを助けることができるように、ヤングケアラーについてみんなにお知らせするようにします。
2. 市は、ヤングケアラーが自分でもヤングケアラーについてよく知ること、相談や助けにつながるように、ヤングケアラーについてみんなにお知らせするようにします。

第11じょう（ヤングケアラーを助けるためのじゅんび）

市は、ヤングケアラーの相談にのるじゅんびをします。また、関係する人たちがしっかりと協力してヤングケアラーを助けるじゅんびをします。